この資料は、次の自動車の説明資料です。



軽自動車



お手続き



番号変更などのお手続きにはご申請が必要です。必要な書類などは、以下のサイトをご覧ください。

〇 番号変更



○ その他のお手続き



※南信州ナンバーに変更が必要な場合など、ご注意いただきたい 点は次のページからご案内しておりますのでご確認ください。



1-1 注意事項

・図柄入りナンバーおよび希望ナンバーの交付を希望される場合は、<u>事前の予約が必要です。</u>

※:インターネットの場合

希望番号・図柄ナンバープレート申込サービス

※: 直接、ファックス、郵送

長野県自動車標板協会松本支所軽分室(予約センター)

TEL: 0263-85-9323

・南信州ナンバー導入後に同一ナンバー(図柄入り)への交換 は<u>交換申請</u>により可能です。

申請先は 長野県自動車標板協会松本支所軽分室 です。

南信州 599 さ **20-46**







1-2 注意事項(つづき)

- 手続の代行を依頼する場合 自動車販売店、自動車整備工場、行政書士にご相談ください。※代行手続には手数料がかかります。詳しくは、依頼先にお問い合わせください。
- ご自分で手続する場合手続や申込に必要な書類等(車検証やナンバープレート、住民票など)について、詳しくは軽自動車検査協会長野事務所松本支所(平日のみ)にお問い合わせください。



2-1.南信州ナンバーが<u>交付される</u>ケース

①新規検査

新車等の「使用の本拠の位置」が南信州エリアとなる場合 例:飯田市を「使用の本拠の位置」とする新車の届出



南信州エリア



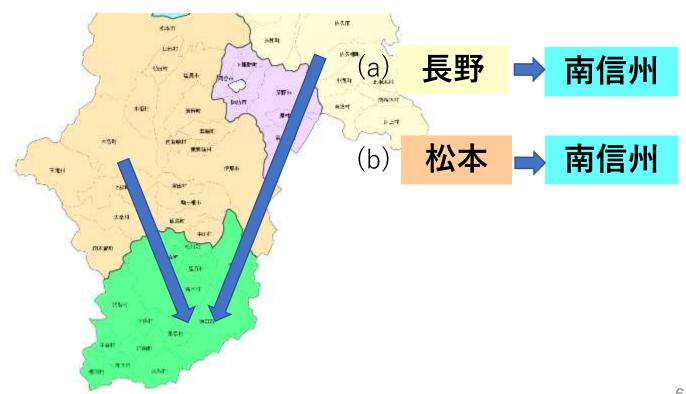
2-1.南信州ナンバーが<u>交付される</u>ケース(つづき)

②管轄変更を伴う名義変更・住所変更の届出

南信州エリア以外で「使用の本拠の位置」が南信州エリアへ変更と なる場合

例:佐久市から飯田市へ転居(a)

使用者A(木曽町)から使用者B(飯田市)に車を譲渡(b)



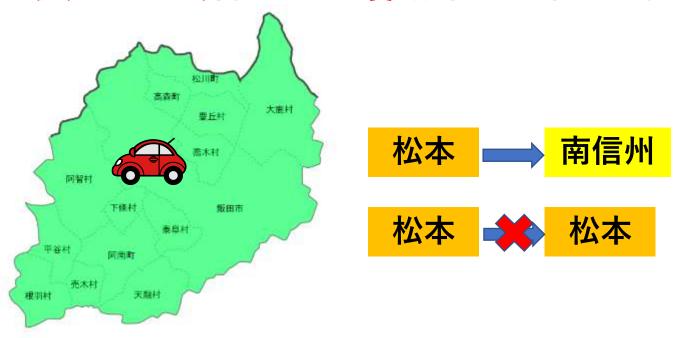


2-1.南信州ナンバーが交付されるケース(つづき)

③番号変更(「使用の本拠の位置」に変更なし)

南信州エリアを「使用の本拠の位置」とする松本ナンバーの車 を番号変更する場合

※現状の松本ナンバーと同じナンバーに変更することはできません。



★自動車検査証に記録された使用者と所有者が相違する場合は、予め、所有者の方 (自動車販売店やローン会社など)に自動車検査証の記録事項の変更に係る同意を得た うえでお手続きを行っていただく必要があります。

詳細は車両を購入した自動車販売店やローン会社等へお問い合わせください。



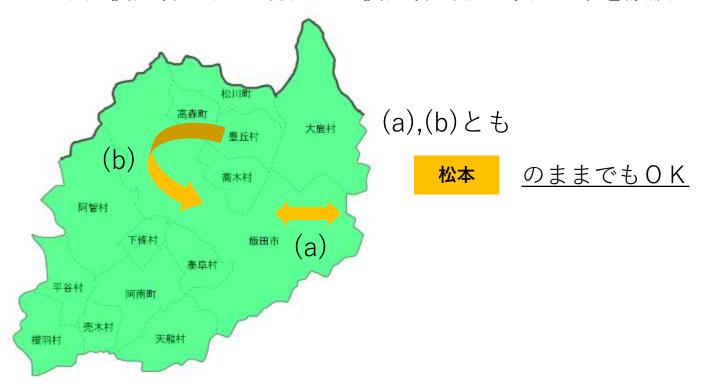
3-1.松本ナンバーから南信州ナンバーへの<u>変更を要しない</u>ケース

①南信州エリア内での名義変更・住所変更の届出

南信州エリア内で「使用の本拠の位置」変更があり、記録変更 する場合

例:(a)飯田市内で転居

(b) 使用者C(豊丘村)から使用者D(飯田市)に車を譲渡





- 3-1. 松本ナンバーから南信州ナンバーへの変更を要しないケース
 - ②南信州エリア内から他の松本ナンバー地域への 名義変更・住所変更の届出

例:飯田市から松本市へ転居



※ただし、長野ナンバー、諏訪ナンバー、安曇野ナンバー地域への転居の場合は 各エリアのナンバーに変更する必要があります。



4-1.松本ナンバーを南信州ナンバーに<u>変更できる</u>ケース

①南信州エリア内での名義変更・住所変更の届出

南信州エリア内で使用の本拠の位置の変更があり、<u>記録変更</u> と同時に南信州ナンバーへ変更したい場合

例: (a)飯田市内で転居

(b)使用者E(飯田市)から使用者F(阿智村)に車を譲渡





5-1.その他注意事項

・南信州エリア内に「使用の本拠の位置」を有する『南信州ナンバー』の車を『松本ナンバー』に変更することはできません。







松本599

問い合わせ先



この資料の問い合わせ先

軽自動車検査協会 長野事務所松本支所

電話 050-3816-1855